平成２１年（フ）第３９３号
鹿児島県鹿児島市春日町３番28号
債務者　田中　　節
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４３２号
鹿児島県鹿児島市武岡４丁目22番８号あかね荘203号
債務者　宮元　孝博
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４８５号
鹿児島県鹿児島市宮之浦町761番地18
債務者　小泉　友子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４９２号
鹿児島県日置市伊集院町徳重1786番地２　前田平住宅３号棟401
債務者　上之薗信二
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
鹿児島県姶良郡姶良町西餅田1944番地20
債務者　立宅美和子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
沖縄県浦添市字前田1251番地　スカイハウス202号
債務者　宮城　千枝
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２９９号
沖縄県浦添市西原４丁目39番９―303号　コスモマンション
債務者　前沢雄一郎
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１７２号
長野市西和田２丁目24番１号
債務者　三代澤　一
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７８号
長野市吉田２丁目30番２号
債務者　田中　悦子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９３号
兵庫県豊岡市弥栄町４番７号
債務者　中地　洋子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第３２２号
奈良県生駒市萩原町853番地
債務者　上面小百合
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３９２号
奈良県大和郡山市小林町420番地111
債務者　川﨑　芳幸
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４２０号
奈良市六条西２丁目３番17号
債務者　米田美知代
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４６０号
奈良市北之庄町65番地の５　サンパレス21奈良Ⅰ―206号
債務者　牧田三千男
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４７１号
奈良県天理市田井庄町117番地２
債務者　金丸　元秋
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４７９号
奈良県生駒市小平尾町386番地１　第６サンコウヒルズ西館405
債務者　川口　景子（旧姓重村）
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４８８号
奈良県生駒郡三郷町勢野東５丁目10番４号105号室
債務者　牧浦　浩文
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第９９号
佐賀県唐津市北波多岸山596番地14　岸山市営住宅25号、前住所佐賀県唐津市熊原町3187番地１
債務者　前田　憲庸
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部